破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７７号
函館市滝沢町11番32号
債務者　斯波　昭宇
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０９号
北海道茅部郡森町字森川町203番地の２
債務者　阿部　真悦
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２１０号
北海道茅部郡森町字森川町203番地の２
債務者　阿部まゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２１３号
函館市桔梗５丁目20番11号
債務者　赤川　和子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２１５号
北海道北斗市七重浜４丁目30番16号
債務者　澤田　　淳
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２１６号
函館市本通１丁目28番25号
債務者　男澤　裕美（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1559番地の１
債務者　尾﨑佳代美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１１８号
群馬県太田市高林東町1757番地４
債務者　小暮　雅伸
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２８０号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目17番308号
県営佐鳴湖住宅
債務者　今井　和惠
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
埼玉県川口市末広３丁目６番５号　富岡荘７号、旧住所埼玉県川口市朝日２丁目18番１号コーポ高木203号
債務者　野村　幸次
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８５号
さいたま市中央区大戸１丁目10番７号　桑原荘
債務者　鈴木　糧子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８９号
さいたま市大宮区桜木町４丁目744番地１　ユニオンビル302号
債務者　手島　則行
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７２９号
埼玉県上尾市大字瓦葺1216番地12
債務者　舟山　　繁
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
埼玉県所沢市金山町６番17号
債務者　中野桃絵子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２９号
埼玉県川越市大字下広谷637番地１、前住所埼玉県南埼玉郡宮代町字東628番地４
債務者　二階堂　健
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０号
山口県宇部市松山町２丁目７番６―53号、旧住所山口県宇部市恩田町２丁目19番45号
債務者　原田　三男
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４４号
山口県山陽小野田市大字山川1312番地４　ハイツイノセンス202号室
債務者　野﨑　利直
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
山口地方裁判所宇部支部